

各関係機関 殿

青森県危機管理局消防保安課長

(公 印 省 略)

三フッ化窒素の取扱いについて (注意喚起)

本県の産業保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部保安課から次のとおり三フッ化窒素の取扱いについて注意喚起がありましたので、三フッ化窒素の取扱いには注意をお願いいたします。

また、当該ガス販売先等に対しましても、適切な取扱いについて注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

【三フッ化窒素の取扱いについて (注意喚起)】

令和4年の東北管内における高圧ガス事故は、災害22件、喪失・盗難2件の計24件でした。そのうち、三フッ化窒素の噴出・漏えい事故が1件発生しております。事故の概要は、カードルに収納された三フッ化窒素容器の交換作業中に容器元弁を開放したとき、容器元弁と配管の接続部から三フッ化窒素が噴出・漏えいし、作業員が一時退避したものです。幸いにも人的被害や火災等の発生はありませんでした。

御承知のとおり、三フッ化窒素は毒性ガスであるだけでなく、強支燃性ガスであり、火災等の観点からもその取扱いは注意しなければなりません。

(三フッ化窒素に係る高圧法令の条文)

■一般則第6条第2項第1号へ

(定置式製造設備である製造施設における法第8条第2号(製造の方法)の技術上の基準)

三フッ化窒素の充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。

■一般則第6条第2項第2号へ(同上)

酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の付着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。

■一般則第6条第2項第2号ト(同上)

三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質(車両に固定した容器等の車両を除く。)を置かないこと。

■一般則第60条第1項第15号（消費に係る技術上の基準）

酸素又は三フッ化窒素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にすること。

担当	危機管理局消防保安課 産業保安グループ 小鹿
電話	017-734-9392